

業務用エアコン 10年保証 利用規約

第1条 (目的)

1. 業務用エアコン10年保証（以下「本保証サービス」という。）は、株式会社アソシエ
エアーテック（以下「アソシエエアーテック」という。）が業務用エアコン10年保証書（以下「本件保証書」という。）に記載された本保証サービス運営・提供を行う。
2. 本保証サービスに申し込んだ利用者（以下「利用者」という。）は、本保証サービスの対象設備（以下「対象設備」という。）の事前点検を実施するものとする。

第2条 (契約締結)

本保証サービスは、利用者が所定の申込書によりサービス提供者に対して申し込みを行い所定の費用を払った時点で成立する。

第3条 (提供期間)

1. 本保証サービスの提供期間（以下「本件保証期間」という。）は本件保証書に記載されたサービス開始日（原則、設備設置日とする。）より10年間とする。なお、利用者とサービス提供者との間に特段の合意がない限り、支払限度額「1事故：保証対象製品の同一製品または同等品の再調達価額、または100万円のいずれか小さい額」とする。
2. メーカー保証書に記載された保証期間中に初期不良等で当該メーカー又は販売店より代替品が提供された場合でも、本保証サービス期間に変更されないものとする。ただし本件保証期間中であっても、メーカー保証書記載の保証期間中は当該メーカーによる保証をもって対応するものとする。

第4条 (本保証サービスの終了について)

以下の事項に該当した場合、本保証サービスは終了する。

1. 本保証サービスの保証期間が終了した場合
 2. 本保証サービス並びにメーカー保証を利用し、代替品が提供された場合
 3. メーカーの破産、事業停止、部品・代替品の供給中止、その他対象設備に係るメーカーが自らの責任で対象設備の修理が不可能となったことを原因として、本件保証書に記載された本保証サービスが提供できなくなった場合
 4. 本件保証期間終了前にサービス提供者に連絡なく、対象設備が第三者へ譲渡された場合
 5. その他、利用者が本利用規約に定める事項を遵守しなかった場合
- (6) 支払金額の合計がこの1年間の証券における確定保険料の5倍または1億円
のいずれか小さい額に達した場合

第5条 (対象設備修理の依頼)

本件保証期間中に、対象設備の取扱説明書及び本体貼り付けラベル等の注意書きに従い正常に使用したにも関わらず、対象設備に故障が生じた場合、利用者は本件保証書に記載

されたコールセンターに連絡し、修理依頼をすることができる。

第6条（本保証サービスの内容）

1 前項の定めにかかわらず、サービス提供者の判断により、対象設備を同等の代替品へ交換する場合がある。ただし、利用者は代替品のメーカー及び機種等の指定はできないものとサービス提供者は、本件保証期間中に対象設備に発生した故障・トラブルに対する修理に関わる一連の作業につき、本件保証書に記載された内容の業務を提供する。

第7条（報告義務）

1. 利用者は次の事象が起きた場合、速やかにサービス提供者に報告を行わなければならない。

1. 本件保証期間終了前に、氏名又は連絡先（電話番号・住所・メールアドレス）に変更があった場合
2. 本件保証期間中に、利用者が自ら対象設備を交換した場合
3. 本件保証期間中に、利用者が本保証サービスに係る対象設備を第三者に譲渡した場合
4. 対象設備に対する代替品がメーカーより提供された場合

2 利用者が前項の報告を怠った場合、本件保証期間内であってもサービス提供者は本保証サービスを遂行せず、又は本保証サービスにまつわる契約を解除することができる。

この場合、利用者はサービス提供者に対し、名目の如何を問わず、いかなる金銭的請求もできないものとする。

3 前項に定める解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じるものとする。

第8条（本保証サービスの適用外事項）

以下の事項に該当する場合、本件保証期間中であっても本保証サービスの対象とならないものとする。

1. 利用者による本件保証書の提示がない場合
2. 利用者がサービス提供者以外のメーカーや業者等に直接修理依頼をした場合
3. 修理依頼を受けたサービス提供者が、故障・損傷・不具合・トラブル等（以下「故障等」という。）を確認できなかった場合
4. 本件保証書に記載されている対象設備に係る情報と修理依頼のあった対象設備に相違がある場合
5. 利用者による本件保証サービス提供の依頼日がメーカー保証書記載の保証期間の対象外であった場合
6. 中途加入の場合で、利用者による本件保証サービス提供の依頼日が本件保証期間の始期から起算して14日間を経過していない場合
7. 対象設備の故障等が、対象設備の付属部品、周辺機器、アクセサリ、ソフトウェア等、対象設備自体以外の製品・部品・装置の故障等や相性に起因するものである場合
8. 対象設備の部品交換を伴わない調整、また手直しなどの軽微な修理（設定 リカバリー、清掃など）の範囲に該当する場合
9. 対象設備の故障等が、対象設備の取付工事に起因する場合
- (10) 代替品を提供する場合に要する足場費用、クレーン車代などの特殊な工事費用、

並びに替品のリサイクル費用、対象設備のデータ復旧・復元に係る一切の費用

- (1 1) 対象設備を製造したメーカーの責に起因した故障等が生じた場合
- (1 2) 本利用規約又は本件保証書に定められた手続き以外で本件保証サービスの提供を依頼した場合
- (1 3) 通常使用に支障がない範囲における経年劣化
- (1 4) 本件保証サービスの提供依頼が、本件保証期間の終了後に行われた場合
- (1 5) 対象設備が設置された後の設置場所の移動、落下などによって対象設備に故障等が生じた場合
- (1 6) 対象設備に付属する説明書などで指定された使い方に従わずに対象設備を使用した結果、同設備が故障等した場合
- (1 7) 対象設備のメーカーがリコールを行った後の同リコールに該当する対象設備の故障等が発生した場合
- (1 8) 対象設備の維持・管理の不備（対象設備のメーカーが定める定期清掃など含む。）により故障等が生じた場合
- (1 9) 利用者の故意過失により対象設備に故障等が生じた場合
- (2 0) 戦争・動乱・暴動・天災地変等により対象設備に故障等が生じた場合
- (2 1) 対象設備の故障等に係る申告内容の事実性について明らかな疑義がある場合
- (2 2) 詐欺・横領等の犯罪によって対象設備に故障等が生じた場合
- (2 3) 利用者が本件保証サービスに係る対価その他の債務の支払いを現に怠っている場合

第9（解約）

本件保証サービスは原則として解約できないものとする。なお、対象設備を第三者に譲渡する場合（相続や贈与等による譲渡を含む。）、利用者は、本規約第10条の規定に基づき、敬称手続きを行わなければならない。

第10条（譲渡等による継承）

利用者が対象設備を第三者に譲渡する場合（相続や贈与等による譲渡を含む。）は譲渡の日から3ヶ月以内にサービス提供者又は本件保証書記載のコールセンターに文書等で通知することにより、対象設備の譲渡先に関する情報を明らかにしたうえで、本件保証期間の残存期間において、継承手続きを行わなければならない。

第11条（個人情報）

- 1 サービス提供者は、利用者から提供された個人情報等（以下「個人情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって保管・使用し、本件保証サービスを提供する。
- 2 サービス提供者は、本保証サービスを提供する目的において、以下の場合に限り、サービス提供者の責任において、本件保証サービスに係る協力会社（メーカー・修理会社・金融機関等）・保険会社等（以下「本件協力会社」という。）へ利用者の個人情報を提供することができる。

1. 代替品の提供を含む本件保証サービスの提供において、サービス提供者と本件協力会社との間において個人情報を共有する必要がある場合
 2. 本保証サービスに係る損害保険会社との保険契約の締結、保険金の請求その他の保険契約に関する手続きのために個人情報の提供が必要となる場合
 3. 本件保証サービス又は本件保証サービスに付随したサービスに関し、それらサービスの品質向上を目的として、利用者にアンケートなどのヒアリング調査を実施並びにそれらサービスに関するキャンペーンを実施する場合
 4. サービス提供者から利用者に対して本保証サービスに関する連絡、報告等をする場合
- 3 サービス提供者は、個人情報の取扱いに関し、その全部又は一部を委託する場合がある。
- 4 サービス提供者は、個人情報を利用者の同意なしに第三者へ提供しない。

第12条（免責）

サービス提供者は、本件保証サービスに関し、第三者からの損害賠償請求に基づく損害その他、間接損害（事業の中断・停止・機械損失など）や特別損害、生命身体に関する損害並びに利用者又は第三者の所有物に係る損害について、一切の責任を負担しない。ただし、サービス提供者の故意又は重過失に基づく損害についてはこの限りではない。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 1 サービス提供者又は利用者は、それぞれ相手方に対し、以下の各号を確約する。
 1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 2. 自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本件保証サービスに関する契約を締結するものではないこと
 4. 本件保証期間中に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 5. 自らが、反社会的勢力に属しなくなった時から5年を経過しない者ではないこと。
- 2 サービス提供者は、利用者が前項各号の定め違反したことが判明した場合、何ら催告することなく、本件保証サービスに関する契約の一切を解除することができるものとする。

第14条（本規約の変更）

- 1 サービス提供者は、法令に反しない限度において本規約を変更することができる。なお、本規約変更後に本保証サービスに申し込んだ利用者には、変更後の本規約が適用される。
- 2 前項に基づき本規約を変更する場合は、サービス提供者のホームページへの掲載その他適切な方法により、変更内容及び変更時期を事前に利用者へ通知するものとする。

第15条（補足）

- 1 故障並びに損害の認定等についてサービス提供者と利用者との間で見解の相違が

生じた場合、サービス提供者は、中立的な第三者の意見を求めることができる。

2 本保証サービス提供後の対象設備について、返却可能日を通知している場合（利用者の都合により通知未到来の場合を含む。）本件保証サービス提供後1年間を経過しても当該対象設備の引き取りがない時は、サービス提供者にて処分するものとする。

なおこの場合、利用者は修理費用（キャンセルに伴う一切の費用を含む。）に加え、処分に

要した費用の一切を、サービス提供者の請求に従い速やかに支払わなければならない、

3 利用者は、本件保証サービスに申し込んだ時点で、本規約に同意したものとする。

第16条（合意管轄）

本規約に関連して発生したサービス提供者と利用者との間に一切の紛争については訴額の如何にかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。